



「子ども・子育て支援事業計画」の 作成に向けたニーズ調査について

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し
また、一人一人の子どもの健やかな育ちを
等しく保障することを目指して

～基本指針より～



子ども部子育て支援課
子ども政策室



「子ども・子育て支援事業計画」について

市町村における子ども・子育て支援事業計画策定

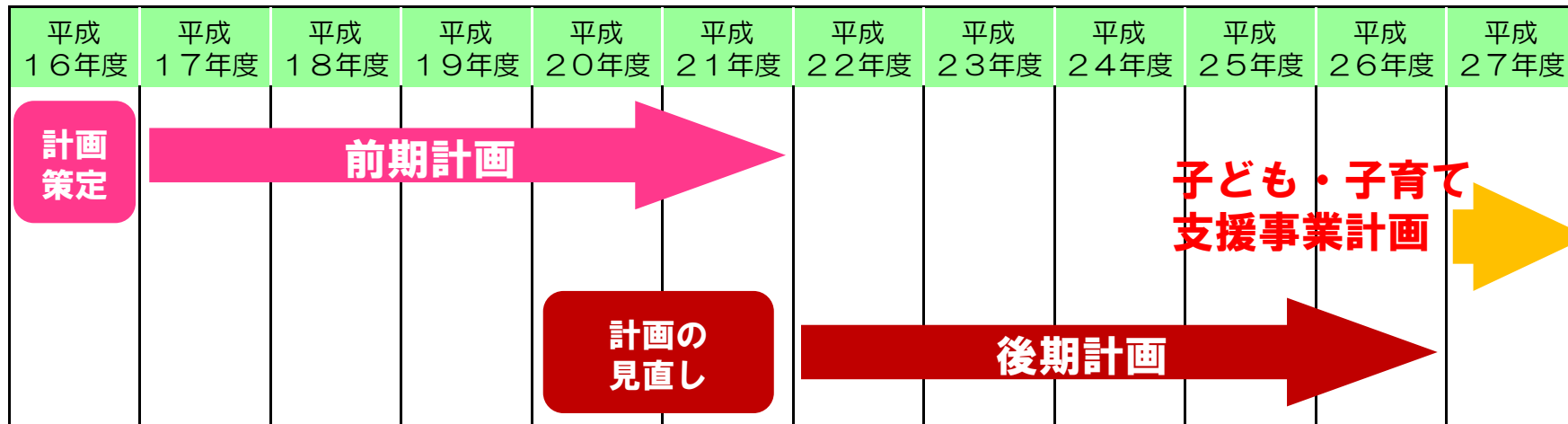
『市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。』（「子ども・子育て支援法」第61条より）と定められており、各市町村等は、子ども・子育て支援新制度の平成27年度本格施行に向け、平成26年度前半までに計画案をまとめておく必要がある。

地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で管内における

- ・新制度の給付や事業のニーズ見込み
 - ・提供体制や実施時期等
- を盛り込んだ支援事業計画を策定

※ 教育・保育の「量の見込み」については、県への報告も行う。

■ 前回の「次世代育成支援地域行動計画」



6つの重点政策

保育サービスの
充実

児童の健全育成

子どもや母親の
健康の確保

学校の教育環境等
の整備

安全・安心な
まちづくりの充実

児童虐待防止対策
の充実

「子ども・子育て支援事業計画」記載事項

・・・5年ごとに計画を策定

必須記載事項

- 園域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 地域子育て支援事業、一時預かり等の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 妊婦健診の需要
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 認定こども園等
 - ・ 地域子育て支援事業、一時預かり等
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 地域型保育
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 妊婦健診
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

任意記載事項

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること



ニーズ調査実施の概要について

■調査票の作成・発送

**未就学児（0～5歳児）保護者
1,500件**

国のニーズ調査票案を参照して
調査票を作成

年齢階層や保育園在園児・幼稚園在園児、
3地区割合が均等になるように配慮。
その後は無作為抽出。

**小学生（6～11歳児）保護者
1,500件**

次世代育成支援の時の調査票を
参照して調査票を作成

年齢階層や3地区割合が均等になるよう
に配慮。
その後は無作為抽出。

※保護者は重複しないよう配慮

11月5日発送

ニーズ
調査実施

集計・分析

ニーズ調査の結果を
集計し、分析する

把握・とりまとめ

集計・分析した結果から
見える現状を把握し
とりまとめを行う

報告書作成

とりまとめた内容を
報告書として作成する

茨
城
県
へ
の
報
告

（教育・保育の「量の見込み」）



ニーズ調査票の設問内容・項目

【未就学児童】

設問ページ数 = 23ページ

- ◆居住地域
- ◆家族の状況
- ◆子育ての環境について
- ◆保護者の就労状況について
- ◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ◆地域の子育て支援事業の利用状況
- ◆土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望
- ◆病気の際の対応について
- ◆不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ◆小学校就学後の放課後の過ごし方
- ◆育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

【小学生】

設問ページ数 = 21ページ

- ◆居住地域
- ◆家族の状況
- ◆保護者の就労状況について
- ◆放課後児童クラブの利用について
- ◆病児・病後児の対応について
- ◆一時預かりについて
- ◆宿泊をとまなう一時預かりについて
- ◆ファミリー・サポート・センターの利用について
- ◆地域活動への参加や過ごし方について
- ◆保健・医療について
- ◆子育てについて
- ◆子どもの遊び場や外出環境について
- ◆社会状況や子育て支援について